

【判決日】 2011.04.26

【事件番号】 H22（行ケ）10312

5 【発明の名称】 マッサージ機

【キーワード】 進歩性

【事案の概要】

無効審判請求を成り立たないとした審決の取消訴訟。原告主張の取消事由が認められ、特許庁の審決が取り消された。

10 同一の文献に記載された実施例に開示されている構成を組み合わせることにつき、文献中に両構成をともに採用したときに支障が生じることを窺わせる記載がなく、当業者の技術常識に照らし支障がない場合、組み合わせの動機付けに欠けるところはないと認定された点がポイント。

15 【請求項1】（以降、「本件発明1」）

座部に着座した被施療者の身体を施療する椅子型マッサージ機であって、

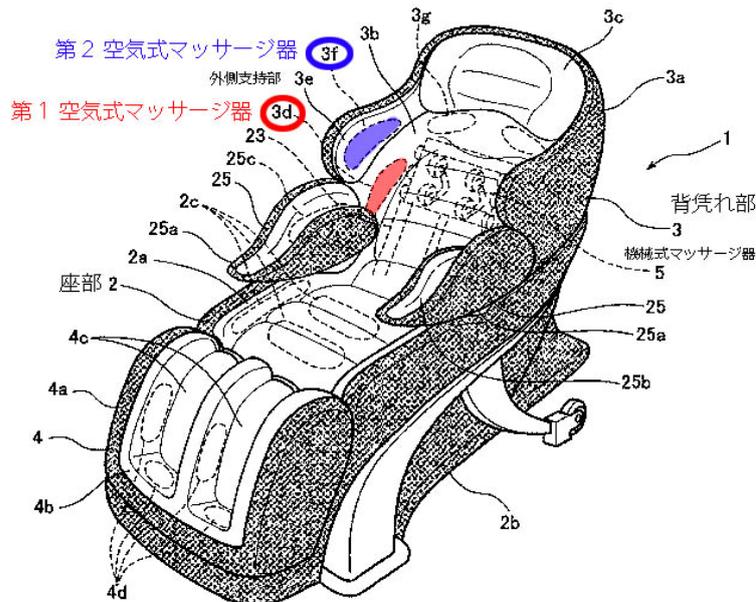
前記座部に着座した被施療者の胴体及び腕部を後方から支持すると共に、被施療者の胴体を背部から側部に亘って覆う胴体クッション部を有する（特定1）背凭れ部と、前記被施療者の上腕及び肩の外側部を覆うべく前記背凭れ部の左右の側部から前方へ延設された外側支持部とを備え、

20 前記背凭れ部は、前記被施療者の胴体に後方から機械的刺激を与える機械式マッサージ器と、前記胴体クッション部に設けられて給気によって空気袋が膨張して前記被施療者の胴体を後方から押圧して胴体側部に圧迫刺激を与える第1空気式マッサージ器とを有し、

25 左右の前記外側支持部は、互いに対向する部分に配置されて給気により空気袋が膨張して前記被施療者の上腕及び肩を左右の外方から押圧する第2空気式マッサージ器を有し、該第2空気式マッサージ器は、被施療者の上腕の外側部に対応する位置から、前記背凭れ部に沿って前記第1空気式マッサージ器より上方へ、被施療者の肩の外側部に対応する位置付近まで延設され、且つ、前記被施療者の上腕及び

30 肩の前方まで延設されている（特定2）

ことを特徴とする椅子型マッサージ機。



【審決の判断】

甲第1号証（特開2000-325416号公報）記載の発明（以降、「甲1発
 5 明」と本件発明1とは、次の相違点がある。相違点1：甲1発明には、背凭れ部
 に関する（特定1）がない。相違点2：甲1発明は、「第1空気式マッサージ器」
 を有しない。相違点3：甲1発明には、第2空気式マッサージ器に関する（特定2）
 がない。

判断の概要：甲1発明では、図7、8に記載されたマッサージ具と、図11に記
 載されたマッサージ具とは別な実施形態として記載されているが、それらを共に設
 10 けるに至る動機がない。このため、本件発明1は進歩性がある。

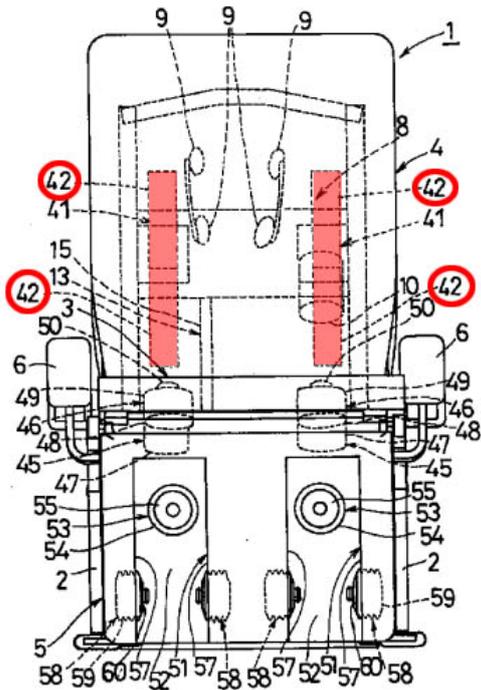
【裁判所の判断】

(1) 結論 本件発明1は進歩性を欠く。

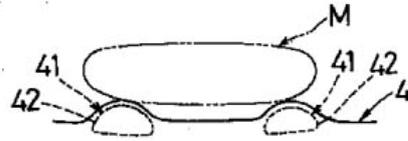
15 (2) 甲1発明について

甲1発明は椅子型のマッサージ機に関する発明であるところ、甲第1号証の図1、
 7及び8には、後記のとおり、人体Mの背中中の左右両側付近に空気で動作するマッ
 サージ具41、42を設けて、人体Mの後方から背中中の左右両側を押圧する構成が
 記載されており、段落【0021】、【0022】にも同趣旨の記載がある。

【 図1 】



【 図7 】



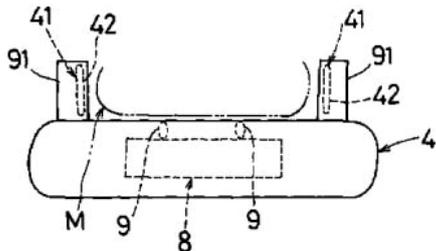
【 図8 】



ここで、上記図8の構成の方が図7の構成の方よりも背凭れ及びマッサージ具4
 1、42が背中に密着しており、被施療者の人体をより包み込むような態様になっ
 ているものである。段落【0022】には、マッサージ具41の機能につき、「図
 8に示すように、左右一対のマッサージ具41の離間隔を比較的広く設定しておく
 ことにより、人体Mの背中の両側部を左右に挟むように押圧することができ、この
 場合、左右一対のマッサージ具41によって人体が左右に動かないように固定する
 ことができ、・・・」との記載があるから、甲1発明のマッサージ具41の機能が
 マッサージを行うだけでなく、被施療者の人体のずれを防止することにもあるとい
 うことができる。

そして、後記の図11には椅子型マッサージ機の背凭れ部の左右に縦長の突起体
 91を設け、この突起体91の内側(人体側)にマッサージ具41、42を設けて、
 上記突起体91が被施療者の人体を側方(左右)から保持(固定)するとともに、
 上記マッサージ具41、42が人体の側方からマッサージを行う構成が記載されて
 おり、段落【0026】、【0027】にも同趣旨の記載がされている。

【 図11 】



ここで、甲第1号証の図8のマッサージ具41、42が被施療者の人体をより包

周知技術であるところ、これらの周知技術を採用する目的は甲1発明の突起体91が設けられた目的と同一であって、またこれらの周知技術を採用して突起体91をさらに前方に「延設」しても、被施療者の身体の固定の機能やマッサージ具によるマッサージ機能に支障が生じるものとは考えられないからである。

5 そして、前記のとおり椅子式マッサージ機のマッサージ具等の構成を改めたことによる効果は、被施療者の身体により確実な固定やマッサージ効果の向上といった程度の事柄であって、当業者の予想を超える格別なものではないことも明らかである。したがって、相違点3に係る本件発明1の構成の容易想到性についての審決の判断には誤りがある。

10

【所感】

甲1発明の図7と図11を組み合わせることはできるが、図8と図11を組み合わせることはできないのではないかと。図7と図11の組み合わせでは、本件発明1の構成は得られず、裁判所の判断は妥当ではないのではないかと。

15 本件発明の特徴が、単一の引用文献の異なる実施例に開示されている技術の組み合わせでカバーできてしまいそうなときは、進歩性が否定されやすい。